

使用料改定と 市野川流域下水道維持管理負担金改定について

令和8年3月30日（月）

上下水道課 下水道グループ



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

目次

- 1 使用料改定について P2～
- 2 市野川流域下水道維持管理負担金改定について P6～

1 使用料改定について（令和8年4月1日～）

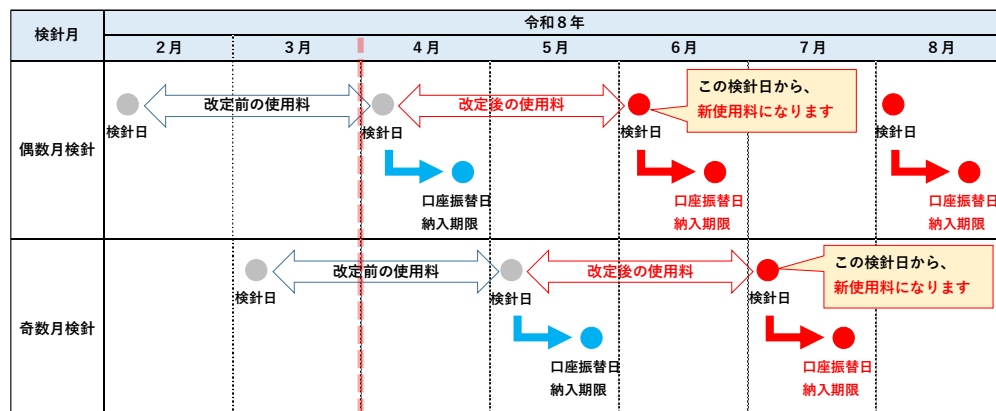
① 下水道使用料を平均で25%の引き上げ改定を行います。

● 改定後の使用料

区分	排除汚水量 (m)	現行 (円)	改定後 (円)	増加率 (%)
基本使用料	0~10	952.5	1,190	24.9
超過使用料	11~20	123.80	150	21.2
	21~30	142.90	180	26.0
	31~50	161.90	200	23.5
	51~100	180.95	230	27.1
	101~200	200	250	25.0
	201~400	219.05	270	23.3
	401~600	238.10	300	26.0
601~	257.15	320	24.4	

(1か月/税抜)

● 新使用料の適用時期



● 偶数月検針の場合 → **令和8年6月**
検針分から新使用料になります

● 奇数月検針の場合 → **令和8年7月**
検針分から新使用料になります

1 使用料改定について（令和8年4月1日～）

②農業集落排水処理施設使用料を世帯人員等により使用料を算定する人数割制から、水道等の使用水量により算定する従量制に改定を行います。

●改定後の使用料

人数割【改定前】

区分	基本使用料 (1世帯当り 月額)	人数割使用料 (居住人員1人 当り月額)	割増使用料 (月額)
一般家庭	1,904.80円	333.40円	
事業所等	1,904.80円	333.40円	(従業員10人以下の場合) 952.40円
飲食店、 理容業等	1,904.80円	333.40円	952.40円
その他の施設	2,857.20円		年間水道使用量 500㎡未満 952.40円 500㎡以上1,000㎡未満 4,762.00円 1,000㎡以上1,500㎡未満 9,524.00円 1,500㎡以上2,000㎡未満 14,285.80円 2,000㎡以上2,500㎡未満 19,047.70円 2,500㎡以上3,000㎡未満 28,000.00円 3,000㎡以上3,500㎡未満 38,000.00円 3,500㎡以上4,000㎡未満 48,000.00円 4,000㎡以上4,500㎡未満 58,000.00円 4,500㎡以上5,000㎡未満 68,000.00円 5,000㎡以上は500㎡増加ごとに15,000円加算

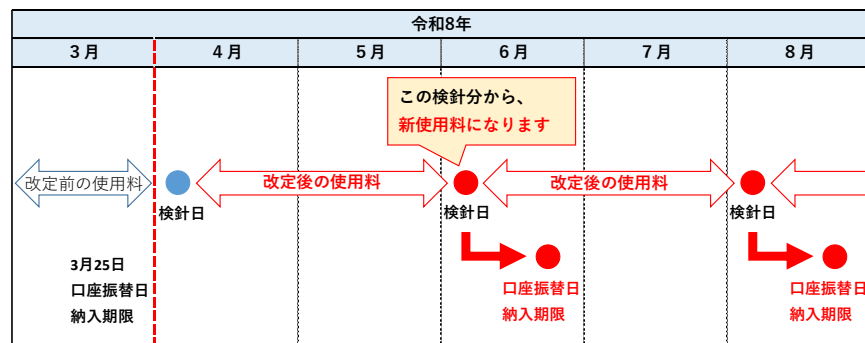


従量制【改定後】

区分	排除汚水量	使用料
基本使用料	0㎡ ³ ～10㎡ ³	1,190円
	11㎡ ³ ～20㎡ ³	150円
	21㎡ ³ ～30㎡ ³	180円
	31㎡ ³ ～50㎡ ³	200円
	51㎡ ³ ～100㎡ ³	230円
	101㎡ ³ ～200㎡ ³	250円
超過使用料 (1㎡ ³ につき)	201㎡ ³ ～400㎡ ³	270円
	401㎡ ³ ～600㎡ ³	300円
	601㎡ ³ ～	320円

(1か月/税抜)

●新使用料の適用時期



令和8年6月検針分から新使用料になります

1 使用料改定について（令和8年4月1日～）

これまでの経過は以下のとおりです。

審議会	日時	内容
第1回	令和6年8月22日 午前10時～	<ul style="list-style-type: none">・小川町下水道事業の概要・小川町下水道事業経営戦略について
第2回	令和6年11月26日 午前10時～	<ul style="list-style-type: none">・小川町下水道事業経営戦略の改定について・諮問書の受理・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定についての説明と審議
第3回	令和7年3月18日 午前10時～	<ul style="list-style-type: none">・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定（案）について・答申（案）の検討
答申	令和7年4月30日 午後2時30分～	<ul style="list-style-type: none">・答申書の提出 審議会会長から町長へ下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料改定について答申

1 使用料改定について（令和8年4月1日～）

町長への答申後の経過は以下のとおりです。

年月	内容
令和7年9月	使用料改定に関する条例改正が議会で可決（賛成全員）
令和7年9月	町ホームページに使用料改定のお知らせを掲載
令和7年11月	町広報に使用料改定のお知らせを掲載
令和8年1～2月	使用者へ使用料改定のチラシを戸別に配布
令和8年4月	使用料改定

2 市野川流域下水道維持管理負担金改定について

①流域下水道とは

各家庭や事業所から排出された下水は、市町が管理・設置する公共下水道に排出されます。排出された下水を処理するコストは、処理量が多くなるほど効率が良くなるため、複数の市町の公共下水道を接続し、県が維持管理する汚水処理場で広域的に下水を処理するのが流域下水道です。

埼玉県では8つの流域下水道を運営しており、小川町は、嵐山町、滑川町とともに市野川流域下水道として、滑川町にある県の汚水処理場で下水を処理しています。

②流域下水道維持管理負担金とは

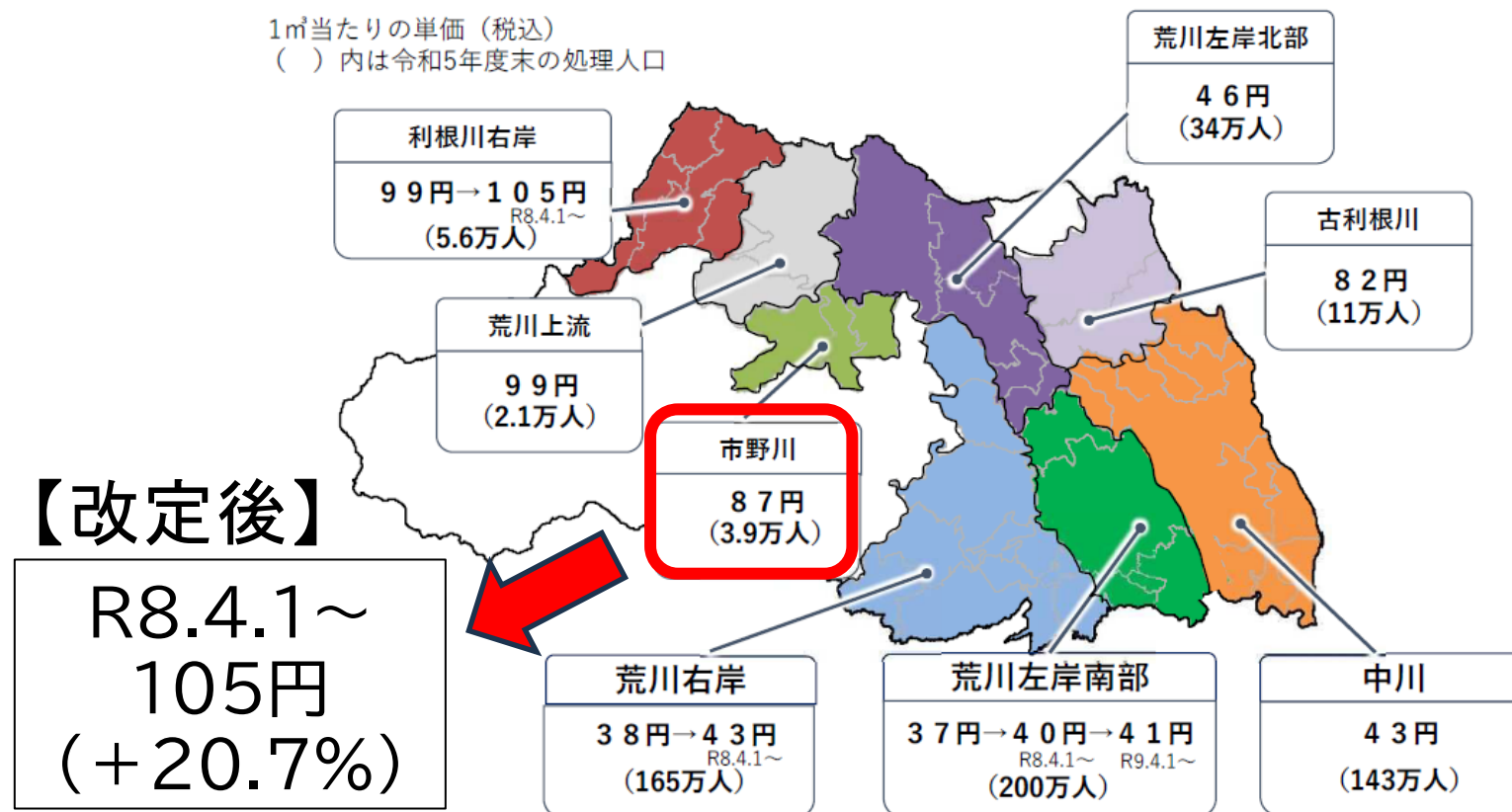
流域下水道を維持管理していく費用（汚水を処理する費用など）は、負担金として市町が負担しています。

【維持管理負担金 = 1 m^3 あたりの処理単価×処理水量】

2 市野川流域下水道維持管理負担金改定について

【令和7年4月1日現在】流域別維持管理負担金単価の状況

1m³当たりの単価（税込）
（ ）内は令和5年度末の処理人口



【維持管理負担金 = 1 m³あたりの処理単価×処理水量】

2 市野川流域下水道維持管理負担金改定について

● 格差是正への取組

【令和7年4月10日】
県南部との負担金単価格差是正について、小川町・嵐山町・滑川町で埼玉県知事に対し要望書を提出しました。



【令和8年4月9日】
県南部との負担金単価格差是正について、県北部11市町（久喜市、加須市、深谷市、寄居町、美里町、本庄市、神川町、上里町、滑川町、嵐山町、小川町）で埼玉県知事に対し要望書を提出します。